

諮問番号 : 令和5年度諮問第8号の2 (令和5年11月9日付け)

答申番号 : 令和5年度答申第11号 (令和6年3月6日付け)

答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和5年8月11日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項の規定による生活保護変更申請却下決定処分（令和〇年〇〇月〇〇日付け社第12084号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁岐阜県知事（以下「審査庁」という。）から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日に住民票の写しを取得するために〇〇市役所を訪れた際に利用した福祉有償運送の費用について、移送費の支給を求める生活保護変更申請を行った。しかし、処分庁は、本件処分によりこれを却下した。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張する。なお、審査請求人は、このほか、平成〇〇年に処分庁が審査請求人に対して行った法第78条の規定による費用徴収決定処分の違法性、平成〇〇年〇〇月〇〇日当時に〇〇市長が審査請求人を〇〇市国民健康保険の被保険者として扱わなかったことの違法性、住民基本台帳と選挙権の関係、平成〇〇年〇〇月〇〇日の交通事故により審査請求人が加害者に対して取得した損害賠償請求権に係る〇〇市による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第1項の規定による代位取得の問題などにも言及するが、これらは、本件処分と関係がない。

1 「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年

4月25日付け障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「通院等介助通知」という。)は、「「通院介助」を「通院等介助」として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである」とし、通院等の範囲のひとつとして、「官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定相談支援事業所。以下同じ。)に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合」を掲げている。

2 処分庁は、参議院議員通常選挙の投票に係る移送費、マイナンバーカード受取りに係る移送費、介護サービス担当者会議出席に係る移送費、9月分通院移送費及び新型コロナウイルスワクチン〇回目接種に係る移送費、高齢者インフルエンザ定期予防接種及び接種券交付手続に係る移送費、11月分通院移送費、〇〇市議会議員選挙期日前投票に係る移送費等を支給している。

3 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、〇〇市役所において、住民票の写しを取得するとともに、個人情報の開示を受けた。

4 本件処分の通知書である保護決定通知書に記載されている処分の理由は、行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項の規定による不利益処分の理由の提示として不十分である。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人は住民票の写しを取得するために〇〇市役所を訪れたものであるところ、これは、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2(7)ア(ア)から(カ)までのいずれにも該当しない。

したがって、処分庁が移送費を支給しないこととしたことに違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 審理員による審理手続は適正であったこと。

- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 11月 9日	諮問
令和6年 2月 5日	審議（第24回第1部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

(2) 行政手続法

行政手続法第8条は、拒否処分理由の提示について、次のとおり規定している。

「第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。 」

(3) 保護基準

「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第3章3は、生活扶助の移送費について、次のとおり定めている。なお、保護基準は、法第8条第1項に規定する「厚生労働大臣の定める基準」である。

「3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。 」

(4) 局長通知

局長通知第7の2(7)アは、移送を行う場合等について、次のとおり定めている。なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の

世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

- (ウ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合
- (カ) (ウ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合
- (ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合
- (ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。
- (コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。
- (カ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。
- (シ) 被保護者が出産又は妊婦健診（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）に基づき公費負担の限度となっている回数に限る）のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合
- (ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限

る。) がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(セ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修(原則として当該都道府県内に限る。)に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(ソ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

(タ) 被保護者が実施機関の被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診(例えば、健康増進法に基づく健康診査)又は保健指導のため通院又は通所する場合

(5) 通院等介助通知

通院等介助通知は、平成20年4月1日の「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)の一部改正について、次のとおり記載している。

「 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)の一部が改正され、「通院介助」を「通院等介助」として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである。

また、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について) についても同様の改正を行ったところであるが、官公署の具体的範囲並びにその具体的な取扱いは下記のとおりであり、平成20年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 略

2 通院等の範囲について

「通院等」の範囲（以下「移動先」という。）については、以下の(1)から(3)に掲げるものであること。

(1) 略

(2) 官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所。以下同じ。）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

(3) 略

3 略

別紙1から別紙5まで 略

2 本件処分について

(1) 移送費を支給しないこととしたことについて

局長通知第7の2(7)アは、局長通知第7の2(7)ア(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合において、ほかに経費を支出する方法がないときは、移送を行うものとしている。これを本件について見ると、審査請求人は住民票の写しを取得するために〇〇市役所を訪れたものであるところ、このような目的で市役所を訪れることが局長通知第7の2(7)ア(ア)、(イ)及び(エ)から(カ)までのいずれにも該当しないことは明らかである。また、処分庁が、審査請求人に対し、住民票の写しを取得するために〇〇市役所へ来るよう指示又は指導を行った事実も認められないことから、局長通知第7の2(7)ア(ウ)にも該当しない。

したがって、処分庁が移送費を支給しないこととしたことに違法又は不当

な点はない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 上記第3の1の主張

審査請求人は、通院等介助通知において通院等介助の通院の範囲に官公署が含まれるとされていることから、〇〇市役所を訪れた際の費用についても移送費の支給が認められるべきであると主張するものと考えられる。しかし、通院等介助通知は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに係るものであり、法による移送費に係るものではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

イ 上記第3の2の主張

審査請求人は、過去に移送費の支給を受けたことがあるから、本件処分に係る移送費も支給されるべきであると主張するものと考えられる。しかし、移送費は一定の要件を満たす場合に支給されるものであるから、過去に移送費の支給を受けたことがあるからといって、審査請求人のすべての移動が移送費の対象となるわけではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

ウ 上記第3の3の主張

審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日には、〇〇市役所において、住民票の写しを取得したほか、個人情報の開示を受けたものであるから、個人情報の開示を受けるために〇〇市役所を訪れたものとして移送費の支給が認められるべきであると主張するものと考えられる。しかし、審査請求人が提出した生活保護開始（変更）申請書は、住民票の写しを取得するために〇〇市役所を訪れたことについて移送費の支給を求めるものとなっており、個人情報の開示を受けるために〇〇市役所を訪れたことについて移送費の支給を求めるものとはなっていない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

エ 上記第3の4の主張

行政手続法第8条第1項本文が、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に同時にその理由を申請者に示さなければならないとしているのは、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせ

て不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、このような趣旨に鑑みれば、行政手続法第8条第1項本文及び同条第2項の規定により書面により理由を提示する場合には、その理由はいかなる事実に基づきいかなる法規を適用して申請が拒否されたのかということを申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならぬと解されている。これを本件について見ると、本件処分の通知書である保護決定通知書に記載されている処分の理由からは、審査請求人が自らの意思で住民票の写しを取得するために〇〇市役所を訪れたという事実に基づき、局長通知第7の2(7)を適用して却下されたということを十分に読み取ることができる。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵